

嘱託規程

1996年6月1日 制定

1999年6月1日 改訂

(趣旨)

第1条 本連盟の嘱託の就業に関しては、本規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 本規程において嘱託とは、特殊な経験、技能を有し、所定の暫定期間において職員の資格によらないで連盟の指定する業務に従事する者をいう。

(区分)

第3条 嘱託は、勤務の態様、雇用の事情等により、次に掲げる区分とする。

- (1) 日勤嘱託
- (2) 定勤嘱託
- (3) 非常勤嘱託

第4条 前条の区分による勤務の態様は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日勤嘱託は、職員と同様の勤務条件によって毎日勤務に服する。
- (2) 定勤嘱託は、原則として、連盟の指定する勤務日に出勤するものとする。
- (3) 非常勤嘱託は、特別の定める場合を除き、あらかじめ指定する日に出勤することを必要とする。

(身分)

第5条 嘱託の身分は、その嘱託の地位により、専務理事がこれを定める。

(嘱託の期間)

第6条 嘱託の委嘱期間は1か年以内とする。ただし、必要のある場合は委嘱期間を更新することができる。

(嘱託の条件)

第7条 嘱託の身分、勤務及び給与は採用時に定める。ただし、後日これを協議により変更することができる。

(嘱託の給与)

第 8 条 給与は、本人の有する技能、知識、経験等を参酌して、総務部長が理事会の承認を得て定める。

(時間外勤務手当)

第 9 条 業務の都合により、時間外勤務若しくは休日勤務、深夜勤務をした場合は、所定の手当を支給する。

(解嘱)

第 10 条 嘱託が、次に掲げる各号の一つに該当する場合は、解嘱する。

- (1) 期間が満了したとき。
- (2) 期間中に本人から退職希望を申出て連盟が承認したとき。
- (3) 特殊業務を委嘱し、その業務が終了したとき。
- (4) 止むを得ない業務上の都合によるとき。
- (5) 身体の障害により、服務に耐え得ないと認められたとき。
- (6) 勤務能率又は能力が著しく劣り、不相当と認められたとき。
- (7) 連盟に損害を与え又は連盟の名誉を毀損したとき。

(謝礼金)

第 11 条 嘱託には、退職金を支給しないが、事情により理事会の承認を得て謝礼金を支給することがある。

- 2 . 謝礼金の金額は、その都度理事会で定める。

(規程の改廃)

第 12 条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

嘱託契約書

(甲) 契 約 者

(乙) 被契約者

- 1 . 乙は甲を財団法人神奈川県スキー連盟の定勤嘱託として業務契約をする。
- 2 . 契約期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日までの一ヶ年とする。
- 3 . 給料は時給とし 1 時間 円とする。
- 4 . 交通費は実費を支給する。
- 4 . 勤務は毎週月から金曜日のうち 日間とし、勤務時間は午後 1 時から午後 8 時までとする。
- 5 . 契約期間中に甲の一身上の都合により、この契約を取り消す場合は一ヶ月前にその旨を乙に申し出ること。
- 6 . 嘱託規程第 1 0 条に定める事項に抵触した場合は、二週間前に甲に通告するものとする。
- 7 . その他の事項は嘱託規程に準ずる。

平成 年 月 日

署名 住 所

氏 名

印

住 所 神奈川県横浜市神奈川区台町 1 6 - 1
ソレイユ台町 4 0 7 号
(財)神奈川県スキー連盟

氏 名 専務理事 山田 隆 印